

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月17日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第23号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第1条、第2条関係）		別表（第1条、第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
本庁	略	本庁	略
	知事部局（出納局を含む。）		知事部局（出納局を含む。）
	<u>本部長</u> <u>理事</u> <u>最高情報統括監</u> <u>危機管理・報道監</u> <u>医療統括監</u> <u>国際戦略統括監</u> <u>企業立地統括監</u> <u>部長</u> <u>会計管理者</u> <u>副本部長</u> <u>総括政策監</u> <u>新型インフルエンザ対策総括監</u> <u>消費者行政総括監</u> <u>がん対策総括監</u> <u>歯科医療総括監</u> <u>企業立地総括監</u> <u>雇用対策総括監</u> <u>人材育成総括監</u> <u>副部長</u> <u>企画・経営グループ長</u> <u>出納局長</u> <u>課長</u> <u>センター長</u> <u>政策監</u> <u>ユニバーサル社会推進監</u> <u>粒子線治療推進監</u> <u>有田焼創業400年事業推進監</u> <u>コスメティック構想推進監</u> <u>国際戦略推進監</u> <u>観光戦略推進監</u> <u>副課長</u> <u>副センター長</u>		<u>部長</u> <u>理事</u> <u>情報統括監</u> <u>医療統括監</u> <u>局長</u> <u>会計管理者</u> <u>副部長</u> <u>政策総括監</u> <u>歯科医療総括監</u> <u>副局長</u> <u>出納局長</u> <u>課長</u> <u>センター長</u> <u>有田焼創業400年事業推進監</u> <u>副課長</u> <u>副センター長</u> <u>秘書担当の係長（秘書課）</u> <u>法制担当の係長（法務私学課）</u> <u>人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の係長（人事課）</u> <u>人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（人事課）</u>

改正前		改正後	
	<p>人事担当の係長（企画・経営グループ） 秘書担当の係長（秘書課） 法制担当の係長（法務課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の係長（職員課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（職員課）</p>		
教育委員会事務局	<p>理事 副教育長 教育庁危機管理・広報監 企画・経営グループ長 課長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事担当の係長（企画・経営グループ） 県立学校人事、小中学校人事、法規、給与又は健康管理担当の係長（教職員課） 総務担当の係長（教育支援課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。） 又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事（教職員課）</p>	教育委員会事務局	<p>理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長（教育総務課） 県立学校人事、小中学校人事、法規、給与又は健康管理担当の係長（教職員課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。） 又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事（教職員課）</p>
略		略	

改正前			改正後		
現地機関	略		現地機関	略	
	環境センター	所長 副所長 総務課長		首都圏事務所	所長 九州国際重粒子線がん治療センター担当部長 副所長
	図書館	館長 副館長		自治修習所	所長 副所長
	博物館	館長 副館長		公文書館	館長
	九州陶磁文化館	館長 副館長		県税事務所	所長 副所長 総務課長
	名護屋城博物館	館長 副館長		佐賀空港事務所	所長 副所長
	佐賀城本丸歴史館	副館長		博物館	館長 副館長
	保健福祉事務所	所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長		九州陶磁文化館	館長 副館長
	総合福祉センター	所長 副所長 総務課長		名護屋城博物館	館長 副館長
	衛生薬業センター	所長 副所長		佐賀城本丸歴史館	副館長
	地域生活リハビリセンター	所長 副所長		図書館	館長 副館長
	療育支援センター	所長 副所長 総務課長		環境センター	所長 副所長 総務課長
	九千部学園	園長 副園長 総務課長		保健福祉事務所	所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長
	佐賀コロニー	所長 副所長 管理課長		総合福祉センター	所長 副所長 総務課長
中央児童相談所	所長	中央児童相談所	所長		

改正前			改正後		
	虹の松原学園	園長 総務課長		地域生活リハビリセンター	所長 副所長
	総合看護学院	学院長 副学院長		衛生薬業センター	所長 副所長
	精神保健福祉センター	所長		療育支援センター	所長 副所長 総務課長
	食肉衛生検査所	所長 副所長 総務課長		九千部学園	園長 副園長 総務課長
	関西・中京営業本部	本部長		虹の松原学園	園長 総務課長
	有田窯業大学校	副校長		総合看護学院	学院長 副学院長
	窯業技術センター	所長 副所長		精神保健福祉センター	所長
	工業技術センター	所長 副所長		食肉衛生検査所	所長 副所長 総務課長
	産業技術学院	学院長 副学院長 総務企画課長		関西・中京事務所	所長
	農林事務所	所長 センター長 副所長 総務課長		有田窯業大学校	副校長
	農業技術防除センター	所長 副所長		窯業技術センター	所長 副所長
	上場営農センター	所長 副所長		工業技術センター	所長 副所長
	農業試験研究センター	本場 所長 副所長 総務課長 分場 分場長		産業技術学院	学院長 副学院長 総務企画課長

改正前		改正後	
農業大学校	校長 副校長	農林事務所	所長 センター長 副所長 総務課長
果樹試験場	場長 副場長	農業技術防除センター	所長 副所長
茶業試験場	場長	上場営農センター	所長 副所長
畜産試験場	場長 副場長 総務課長	農業試験研究センター	本場 所長 副所長 総務課長 分場 分場長
家畜保健衛生所	所長 副所長	農業大学校	校長 副校長
水産振興センター	所長	果樹試験場	場長 副場長
高等水産講習所	所長	茶業試験場	場長
林業試験場	場長	畜産試験場	場長 副場長 総務課長
土木事務所	所長 副所長 総務課長	家畜保健衛生所	所長 副所長
有明海沿岸道路整備事務所	所長 副所長	水産振興センター	所長
ダム管理事務所	所長 副所長	高等水産講習所	所長
佐賀空港事務所	所長 副所長	林業試験場	場長
首都圏営業本部	本部長 九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長 副本部長	土木事務所	所長 副所長 総務課長
自治修習所	所長 副所長	ダム管理事務所	所長 副所長
公文書館	館長	有明海沿岸道路整備事務所	所長 副所長

改正前		改正後									
	<table border="1"> <tr> <td>県税事務所</td> <td>所長 副所長 総務課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	県税事務所	所長 副所長 総務課長	略			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>			略	
県税事務所	所長 副所長 総務課長										
略											
略											
<p>備考</p> <p>1 本庁の知事部局（出納局を含む。）、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、<u>企画・経営グループ長又は課長の職務を総括補佐する副課長並びに知事部局の企画・経営グループにおいて人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務課副課長、資産活用課副課長、職員課副課長、財務課副課長、教育委員会事務局の企画・経営グループにおいて人事を担当する副課長、教職員課副課長及び教育支援課副課長をいう。</u></p> <p>2 略</p>		<p>備考</p> <p>1 本庁の知事部局（出納局を含む。）、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、課長の職務を総括補佐する副課長並びに知事部局の<u>主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。</u></p> <p>2 略</p>									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。